

((介護予防) 福祉用具貸与)

運営規程

てまりケアサポート (指定 (介護予防) 福祉用具貸与事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社スパータル (以下「事業者」という。) が設置するてまりケアサポート (以下「事業所」という。) において実施する指定 (介護予防) 福祉用具貸与事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定 (介護予防) 福祉用具貸与の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態 (介護予防にあっては、要支援状態) の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定 (介護予防) 福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定福祉用具貸与においては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練に資するとともに、利用者介護者の負担の軽減を図るものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。

3 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定 (介護予防) 福祉用具貸与においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。虐待防止責任者は、社内虐待防止委員会に参加する。従業員は年2回以上の虐待防止研

修の参加に努める。

- 7 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業の運営）

- 第 3 条 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、事業所の従業者もしくは契約した委託先事業者が行うものとする。
- 2 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員であってはならないものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 てまりケアサポート
- (2) 所在地 石川県野々市市郷 1 丁目 1 3 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人（非常勤職員）

管理者は、従業者の管理及び指定（介護予防）福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）福祉用具貸与の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 福祉用具専門相談員 2 人以上（常勤換算）

福祉用具専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

（介護予防）福祉用具貸与計画（特定（介護予防）福祉用具販売の利用があるときは、特定（介護予防）福祉用具販売計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時半～午後5時半とする。

(指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法及び取扱種目)

第7条 事業所で行う指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。
- (2) 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 事業所において取扱う福祉用具の種目は次のとおりである。

- (1) 車椅子
- (2) 車椅子付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト
- (13) 自動排泄処理装置

(利用料等)

第8条 指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別添料金表〔目録〕によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 貸与期間が1月に満たない場合の利用料の算定方法は半月単位での計算とする。
- 3 法定代理受領以外の利用料については、別添料金表〔目録〕の額とし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定（介護予防）福祉用具貸与を行った場合は、5kmごとに片道500円を徴収する。
- 5 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定（介護予防）福祉用具貸与の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用、全国平均貸与価格等について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて、株式会社メディベックへの委託契約に基づく方法により、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われてい

ない福祉用具とを区分して保管するものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

第12条 事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した指定(介護予防)福祉用具貸与に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定(介護予防)福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 16 条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 事業者は、適切な指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1)（介護予防）福祉用具貸与計画
 - (2) 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒等の業務の実施状況について、定期的に確認したその結果等の記録
 - (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社スパークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。